

大分県報

令和三年
号外（五三）
七月三十日

（金曜日）

目次

規 則	知事が管理する公文書の公開等に関する規則等の一部改正……………一
教育委員会規則	大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則等の一部改正……………一
人事委員会規則	大分県人事委員会が管理する公文書の公開等に関する規則等の一部改正……………二
公安委員会規則	大分県公安委員会が管理する公文書の公開等に関する規則等の一部改正……………二
企業局管理規程	大分県公営企業管理者が管理する公文書の公開等に関する規程等の一部改正……………二
病院局管理規程	大分県病院局長が管理する公文書の公開等に関する規程等の一部改正……………三
県議会議長告示	大分県議会議長が管理する公文書の公開等に関する規程等の一部改正……………三
選挙管理委員会告示	大分県選挙管理委員会が管理する公文書の公開等に関する規程等の一部改正……………三
監査委員告示	大分県監査委員が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正……………四
警察本部告示	大分県警察本部長が管理する公文書の公開等に関する規程等の一部改正……………四
労働委員会告示	大分県労働委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正……………四
	大分県労働委員会が保有する個人情報保護等に関する規程の一部改正……………五

収用委員会告示	大分県収用委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正……………五
	大分県収用委員会が保有する個人情報保護等に関する規程の一部改正……………五

○規 則

知事が管理する公文書の公開等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年七月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第八十四号

知事が管理する公文書の公開等に関する規則等の一部を改正する規則

（知事が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正）

第一条 知事が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に改める。

（知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正）

第二条 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十四年大分県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○教育委員会規則

大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月三十日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第九号

大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則等の一部を改正する

規則

(大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正)

第一条 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則(平成十三年大分県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に改める。

(大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第二条 大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十四年大分県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○人事委員会規則

大分県人事委員会が管理する公文書の公開等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月三十日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十八号

大分県人事委員会が管理する公文書の公開等に関する規則等の一部を改正する規則

規則

(大分県人事委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正)

第一条 大分県人事委員会が管理する公文書の公開等に関する規則(平成十三年大分県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に改める。

(大分県人事委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第二条 大分県人事委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十四年大分県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を「公益財団法人大分県暴

力追放運動推進センター」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○公安委員会規則

大分県公安委員会が管理する公文書の公開等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月三十日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

大分県公安委員会規則第十号

大分県公安委員会が管理する公文書の公開等に関する規則等の一部を改正する規則

規則

次に掲げる規則の規定中「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に改める。

(1) 大分県公安委員会が管理する公文書の公開等に関する規則(平成十四年大分県公安委員会規則第八号) 第三条第二項

(2) 大分県公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十八年大分県公安委員会規則第六号) 第五条第二項

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○企業局管理規程

大分県公営企業管理者が管理する公文書の公開等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年七月三十日

大分県企業局長 浦 辺 裕 二

大分県企業局管理規程第十一号

大分県公営企業管理者が管理する公文書の公開等に関する規程等の一部を改正する規程

する規程

(大分県公営企業管理者が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正)

第一条 大分県公営企業管理者が管理する公文書の公開等に関する規程（平成十三年大分県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に改める。

（大分県公営企業管理者が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正）

第二条 大分県公営企業管理者が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十四年大分県企業局管理規程第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に改める。

附則

この規程は、公示の日から施行する。

○病院局管理規程

大分県病院局長が管理する公文書の公開等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年七月三十日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

大分県病院局管理規程第十号

大分県病院局長が管理する公文書の公開等に関する規程等の一部を改正する規程

（大分県病院局長が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正）

第一条 大分県病院局長が管理する公文書の公開等に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に改める。

（大分県病院局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正）

第二条 大分県病院局長が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に改める。

附則

令和三年七月三十日

この規程は、公示の日から施行する。

○県議会議長告示

大分県議会議長告示第二号

大分県議会議長が管理する公文書の公開等に関する規程等の一部を次のように改正する。

令和三年七月三十日

大分県議会議長 御 手 洗 吉 生

（大分県議会議長が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正）

第一条 大分県議会議長が管理する公文書の公開等に関する規程（平成十三年大分県議会議長告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に改める。

（大分県議会議長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正）

第二条 大分県議会議長が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十四年大分県議会議長告示第三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第五十一号

大分県選挙管理委員会が管理する公文書の公開等に関する規程等の一部を次のように改正する。

令和三年七月三十日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

（大分県選挙管理委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正）

第一条 大分県選挙管理委員会が管理する公文書の公開等に関する規程（平成十三年大分県選挙管理委員会告示第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に改める。

大分県報号外（企業局管理規程・病院局管理規程・議長告示・選管 三

委告示）

放運動推進センター」に改める。

（大分県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正）

第二条 大分県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十四年大分県選挙管理委員会告示第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「公益財団法人暴力追放大分県民会議（平成三年八月八日に財団法人暴力追放大分県民会議という名称で設立された法人をいう）」を「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

○監査委員告示

大分県監査委員告示第四号

大分県監査委員が管理する公文書の公開等に関する規程（平成十三年大分県監査委員告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月三十日

大分県監査委員	首 藤 博 文
大分県監査委員	長 野 恭 子
大分県監査委員	井 上 明 夫
大分県監査委員	藤 田 正 道

第三条第二項中「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県監査委員告示第五号

大分県監査委員が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十四年大分県監査委員告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月三十日

大分県監査委員	首 藤 博 文
大分県監査委員	長 野 恭 子
大分県監査委員	井 上 明 夫

第三条の二第二項中「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

○警察本部告示

大分県警察本部告示第39号

大分県警察本部長が管理する公文書の公開等に関する規程等の一部を次のように改正する。

令和三年七月30日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉
次に掲げる告示の規定中「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に改める。

- 大分県警察本部長が管理する公文書の公開等に関する規程（平成十四年大分県警察本部告示第一号）第3条第2項
- 出資法人等の情報公開に関する要綱（平成十四年大分県警察本部告示第三号）別表
- 大分県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十八年大分県警察本部告示第十七号）第5条第2項
- 出資法人等の個人情報の保護に関する要綱（平成十八年大分県警察本部告示第十八号）別表

附則

この告示は、公示の日から施行する。

○労働委員会告示

大分県労働委員会告示第四号

大分県労働委員会が管理する公文書の公開等に関する規程（平成十三年大分県地方労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月三十日

大分県労働委員会会長 深 田 茂 人

第三条第二項を次のように改める。

2 条例第七条第一号二の実施機関が定める法人は、公益財団法人大分県暴力追放運動推進センターとする。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県労働委員会告示第五号

大分県労働委員会が保有する個人情報保護等に関する規程（平成十四年大分県地方労働委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月三十日

大分県労働委員会会長 深 田 茂 人

第三条の二第二項中「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

○収用委員会告示

大分県収用委員会告示第二号

大分県収用委員会が管理する公文書の公開等に関する規程（平成十三年大分県収用委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月三十日

大分県収用委員会

第三条第二項中「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県収用委員会告示第三号

大分県収用委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十四年大分県収用委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月三十日

第三条の二第二項中「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県収用委員会